

別表（オフィスでんき 119 再エネプラン） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. <u>電力調達調整費の適用</u> 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「5. 燃料費調整」および「6. 調達調整費」の定めに従うものいたします。</p> <p>5. <u>燃料費調整</u> 各契約種別における料金につき、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により燃料費調整額を算出し、適用いたします。 実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整額は、旧一般電気事業者が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。 なお、当社は算定された燃料費調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。 以下は、旧一般電気事業者注が適用する燃料費調整額の算定方法となります。</p>	<p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道電力ネットワーク株式会社および北陸電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α および β の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ロ) 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} - \text{地域係数} + (二. (イ) \text{ 又は } (ロ))}{1,000}$$

なお、基準燃料価格については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

ニ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロ. によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、各基準値算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。また、基準値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、基準値算定期間で13時から22時の時間帯における平均価格とします。

<u>基準値算定期間</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の4月から6月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の7月から9月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の10月から12月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の1月から3月の料金に係る計量期間等</u>

(イ)還元基準値

JEPXにおける調達単価を基準とし、基準値算定期間における調達費用が8円（税抜き）を下回った場合、燃料費調達単価適用期間において契

約種別による料金に季節係数で除した値を燃料費調整費の還元基準値として適用する。

(ロ)追加請求基準値

JEPXにおける調達単価を基準とし、基準値算定期間における調達費用が10円(税抜き)を上回った場合、燃料費調達単価適用期間において各契約種別による料金に季節係数で除した値を燃料費調整費の追加請求基準値として適用する。

(ハ)還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日および10月1日時点において、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(3) 地域係数

地域係数は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される係数といたします。

(4) 季節係数

季節係数は、季節需要に適用される値といたします。なお、毎年4月1

日および10月1日時点において前年度の季節係数と推移が適切であるか見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その係数を改定できるものといたします。

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

6. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で13時から22時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は算定された調達調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することをお客さまにお知らせします。

4. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間帯における30分毎の市場価格を価格毎の調達量で加重平均した各地域のエリアプライス平均値に(2)に定めるエリア損失率から算定した調達単価（以下、「調達単価」といいます。）が、(1)に定める還元基準値又は追加請求基準値を満たした場合、電力調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、各電力エリアのエリアプライス及びエリア損失率、並びに調達単価は、当社ウェブサイトにてお知らせします。

<u>調達単価</u>	<u>エリアプライス平均値 ÷ (1-エリア損失率) × 1.1 (消費税相当額)</u>
-------------	---

※調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

<p>(1) <u>還元基準値及び追加請求基準値の設定</u></p> <p>イ. <u>還元基準値</u> 当月の調達単価が <u>5円00銭(税抜き)</u>を下回った場合、各契約種別における料金から、<u>(2)</u>に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。</p> <p>ロ. <u>追加請求基準値</u> 当月の調達単価が <u>15円00銭(税抜き)</u>を上回った場合、各契約種別における料金に、<u>(2)</u>に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>ハ.</u> <u>還元基準値及び追加請求基準値の改定</u> (省略)</p>	<p>(1) <u>還元基準値及び追加請求基準値</u></p> <p>イ. <u>還元基準値</u> <u>還元基準値は6円00銭(税込)とする。</u> 当月の調達単価が<u>還元基準値</u>を下回った場合、各契約種別における料金から、<u>(4)</u>に定める電力調達調整費(還元)を差し引くものといたします。</p> <p>ロ. <u>追加請求基準値</u> <u>追加請求基準値は10円00銭(税込)とする。</u> 当月の調達単価が<u>追加請求基準値</u>を上回った場合、各契約種別における料金に、<u>(4)</u>に定める電力調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。 <u>電力調達調整費の追加請求を行う場合、当該月請求額が著しく高額となった場合、お客さまの負担平準化を目的に、当社は当該月請求額を電力需給契約の継続期間において最大36ヶ月間、36回に分割して請求を行うことができます。</u></p> <p><u>ハ.電力需給供給契約が終了した場合における分割請求の対象とされた電力調達調整費の取り扱い</u> <u>電力需給契約の継続期間中に電気需給契約が終了し解約のお申し出があった場合、分割請求の対象とされた電力調達調整費に係る期限の利益は喪失するものとし、請求していない電力調達調整費の合計金額を、最終の基本料金および及び電力量料金の請求時に一括して請求いたします。</u></p> <p><u>ニ.</u> <u>還元基準値及び追加請求基準値の改定</u> (現行どおり)</p>
--	---

(新設)

(新設)

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

<u>調達調整費(還元)</u>	$\frac{(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量}}{(\text{kWh})} \times 100\%$
------------------	--

(2) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。
なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、
当社はエリア損失率を変更することがあります。この場合、エリア損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本別表に定めるエリア損失率にもとづき調達単価が計算されるものとします。

(3) 調達単価の適用期間

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調整単価は、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

<u>適用期間</u>	<u>対応調達単価</u>
<u>N 月の 1 日～3 1 日</u>	<u>N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価</u>
<u>N+1 月の 1 日～3 1 日</u>	<u>N+1 月 1 日から N+1 月末日までの期間において算定した調達単価</u>

(4) 電力調達調整費の算定

電力調達調整費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、電力調達調整費の端数は、1 円とし、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

<u>電力調達調整費(還元)</u>	$\text{使用電力量 (kWh)} \times (\text{還元基準値} - \text{調達単価})$
--------------------	--

調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
-------------	---

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間（以下、「N月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

注：旧一般電気事業者とは、平成28年4月1日改正以前の電気事業法に規定される一般電気事業者で、お客さまが電気を受給される地域を事業エリアとする一般電気事業者をいいます。

7. 再エネ調達費

再エネプランを契約されるお客様に適用される料金をいいます。再エネ調達費に当該月のお客様の使用電力量（キロワット時）を乗じた金額を適用します。

再エネ調達費は非化石価値取引市場で調達する非化石証書の購入価格から算定いたします。

料金の確定次第、ホームページ等にて都度公表いたします。

再エネ調達費は算定がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします

電力調達調整費(追加請求)	$\text{使用電力量 (kWh)} \times (\text{調達単価} - \text{追加請求基準値})$
---------------	--

5. 再エネ調達費の適用

(1) 再エネ調達費の算定根拠について

再エネ調達費とは、再エネプランを契約されるお客さまに適用される料金をいい、再エネ調達単価に当該月のお客さまの使用電力量（キロワット時）を乗じた金額を意味します。

再エネ調達費は、年4回取引される非化石価値取引市場で調達する非化石証書の直近2回分の購入価格から算定し、毎年6月と12月の年2回に価格の見直しがございます。ただし、非化石価値取引市場の最低約定価格が変更となった場合には、この限りではありません。

6月改定の基準となる取引	2月、5月の非化石価値取引市場での購入価格
--------------	-----------------------

<p>8. <u>日割計算の基本算式</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>9. <u>需給契約書の作成</u></p> <p><u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給</u></p>	<table border="1"> <tr> <td><u>1 2月改定の基準となる取引</u></td> <td><u>8月、1 1月の非化石価値取引市場での購入価格</u></td> </tr> </table>	<u>1 2月改定の基準となる取引</u>	<u>8月、1 1月の非化石価値取引市場での購入価格</u>
	<u>1 2月改定の基準となる取引</u>	<u>8月、1 1月の非化石価値取引市場での購入価格</u>	
<p>(2) <u>再エネ調達単価の算定</u></p> <p><u>再エネ調達単価は、以下の算式のとおり、(1)にて算定された非化石価値取引市場での購入価格取引結果に対して、非化石価値取引市場で発生する手数料とは別に、再エネ調達手数料を加算し、消費税相当額を乗じた単価金額といたします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>再エネ調達単価</u></td> <td><u>(非化石価値取引市場での購入価格+非化石価値取引市場での手数料 +再エネ調達手数料(0.05円))×1.1(消費税相当額)</u></td> </tr> </table> <p><u>※再エネ調達単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り捨ていたします。</u></p> <p><u>再エネ調達単価は確定次第、当社ウェブサイトにてお知らせします。</u></p> <p><u>再エネ調達費は改定見直し後の翌月検針日から使用される電気に適用いたします。</u></p> <p>6. <u>日割計算の基本算式</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<u>再エネ調達単価</u>	<u>(非化石価値取引市場での購入価格+非化石価値取引市場での手数料 +再エネ調達手数料(0.05円))×1.1(消費税相当額)</u>	
<u>再エネ調達単価</u>	<u>(非化石価値取引市場での購入価格+非化石価値取引市場での手数料 +再エネ調達手数料(0.05円))×1.1(消費税相当額)</u>		

<p>に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	
<p><u>10.</u> 需要場所</p> <p>(省略)</p>	<p><u>7.</u> 需要場所</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><u>11.</u> 契約種別</p> <p>(省略)</p>	<p><u>8.</u> 契約種別</p> <p>(現行どおり)</p>